指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 有限会社 西本設備

代表者及び住所 兵庫県美方郡香美町香住区森283

代表取締役 西本 貴士

2. 指名停止措置期間 : 令和5年7月24日から令和5年10月23日まで(3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 : 有限会社 西本設備は豊岡河川国道事務所発注の「豊岡道路戸牧地区

消融雪設備新設工事」を令和5年6月8日に落札したが、落札決定後に 工事の一部を下請け契約に出す際の下請負金額が建設業法上の範囲を 逸脱することが判明し、このままで工事を履行することは出来ないとして

令和5年6月15日に契約を辞退した。

5. 指名停止措置理由 : 有限会社 西本設備が落札決定した案件について契約を辞退したこと

は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不

正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

〇問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦(内線 2511)

建設専門官 磯川 健一(内線 2512)